

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月16日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第118号）の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

1 学習、文化施設

名称	部屋名	基本使用料（1時間につき）
霧島市国分公民館	大会議室	220円
	中会議室	170円
	小会議室	130円
	大研修室	220円
	中研修室	170円
	小研修室	130円
	音楽室	330円
	和室	150円
	茶室	200円
	調理講義室	240円
	調理実習室	240円
	美術室	140円
	工作室	140円

	体育館	260円
霧島市溝辺公民館	ホワイエ	160円
	楽屋	170円
	研修室（1室使用）	170円
	研修室（2室及び3室使用）	220円
	視聴覚室	130円
	調理実習室	240円
	和室	170円
	茶室	200円
	工作室	140円
	霧島市横川公民館	大ホール
大会議室		220円
小会議室		130円
和室		150円
調理実習室		240円
視聴覚室		130円
陶芸室		140円
ホワイエ		140円
霧島市霧島公民館	大会議室	220円
	調理実習室	240円
	和室	170円
	会議室	130円
霧島市隼人公民館	大会議室	220円
	小会議室	80円
霧島市福山公民館	大会議室	220円
	会議室	80円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山公民館分館	大会議室	220円
	中会議室	130円
	小会議室	80円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市溝辺崎森地区公民館	大会議室	220円

	小会議室	80円
	調理実習室	240円
	和室	150円
霧島市牧園万膳地区公民館	会議室	170円
	和室	170円
	調理加工室	310円
霧島市牧園中津川地区公民館	会議室	220円
	和室	150円
	調理加工室	310円
霧島市牧園持松地区公民館	研修室	170円
	会議室	150円
	調理加工室	310円
霧島市牧園高千穂地区公民館	大会議室	220円
	会議室	130円
	健康増進室	130円
	和室	150円
	調理加工室	310円
霧島市牧園三体地区公民館	会議室	170円
	和室	150円
	調理加工室	310円
霧島市霧島田口地区公民館	大会議室	220円
	調理実習室	240円
	和室	170円
霧島市霧島永水地区公民館	大会議室	220円
	調理加工室	310円
	和室	170円
霧島市隼人小浜地区公民館	大会議室	220円
	生活改善室	310円
	和室	170円
霧島市隼人小野地区公民館	研修室	220円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市隼人富隈地区公民館	大会議室	170円
	学習室	80円
	和室	150円

	生活改善室	310円
霧島市隼人宮内地区公民館	大会議室	220円
	会議室	220円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市隼人姫城地区公民館	大会議室	220円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市隼人日当山地区公民館	小会議室	80円
	中会議室	170円
	大会議室	220円
	和室	150円
	学習室	80円
	生活改善室	310円
霧島市隼人松永地区公民館	大会議室	220円
	小会議室	80円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市隼人中福良地区公民館	大会議室	170円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市福山小廻地区公民館	大会議室	220円
	会議室	80円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山大廻地区公民館	会議室	170円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山西牧之原地区公民館	会議室	170円
	和室	170円
	調理実習室	240円
霧島市福山東牧之原地区公民館	会議室	220円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山下牧之原地区公民館	大会議室	170円

	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山福地地区公民館	会議室	170円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山福沢地区公民館	大会議室	220円
	会議室	80円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山佳例川地区公民館	大会議室	170円
	会議室	80円
	和室	150円
	調理実習室	240円
霧島市福山比曾木野地区公民館	会議室	130円
	和室	150円
	調理実習室	240円

2 スポーツ施設（国分公民館及び富隈地区公民館）

区分		基本使用料（1面1時間につき）
バレーボール	一般	190円
	児童生徒	100円
バドミントン	一般	100円
	児童生徒	50円
卓球	一般	60円
	児童生徒	20円

3 大ホール（溝辺公民館）

区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本使用料	入場料を徴収しない場合	9,270円	12,360円	12,360円	24,720円	27,810円	40,170円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,000円以下）	18,540円	24,720円	24,720円	49,440円	55,620円	80,340円
	入場料を徴収する場合（最高額が1,001円以上）	23,160円	30,880円	30,880円	61,760円	69,480円	100,360円

4 附属設備等使用料

(1) 溝辺公民館 大ホール

設備等の名称		基本使用料	備考
舞台 大小 道具	音響反射板	1 式3,090円	
	所作台	1 式3,090円	
	花道用所作台	1 式1,140円	
	平台	1 台につき110円	
	箱足	1 個につき110円	
	開き足	1 台につき110円	
	金屏風	1 双につき1,140円	
	緋毛氈	1 枚につき110円	
	長座布団	1 枚につき110円	
	上敷きゴザ	1 枚につき110円	
	司会者台	1 台につき210円	
	指揮者台	1 台につき210円	
	演台	1 式620円	
	国旗	1 枚につき110円	
	オーケストラピット	1 式3,090円	
ピアノ	1 台につき2,060円		
照明 器具	フロントサイドスポット	1 列につき620円	
	ボーダーライト	1 列につき620円	
	アッパーホリゾンライト	1 列につき620円	
	ローアホリゾンライト	1 列につき620円	
	スポットライト	1 台につき310円	
	センターピンスポットライト	1 台につき720円	
	天井反射板ライト	1 列につき520円	
	サスペンションライト	1 列につき1,030円	
	シーリングスポットライト	1 列につき1,030円	
	色紙 (プラスチック・ゼラチン)	1 式1,240円	ホリゾンライト用、シーリングライト用、ボーダーライト用
持込器具	1 kw 1 時間につき110円		
音響 関係	拡声装置	1 式2,060円	マイク 2 本付
	コンデンサーマイク	1 本につき520円	

機器	ワイヤレスマイク	1 chにつき720円	
	ダイナミックマイク	1本につき310円	
	テープ・CD卓	1台につき1,550円	
	はねかえりスピーカー	1式310円	
	持込器具	1,550円	
映写 映像 機器	16ミリ映写機	1台につき3,090円	
	スライド映写機	1台につき2,060円	

(2) 横川公民館 大ホール

施設等の名称	基本使用料	備考
ピアノ	1台につき1,030円	
放送器具	1式2,060円	

(3) 国分公民館及び霧島公民館

施設等の名称	基本使用料	備考
ピアノ	1台につき1,030円	

(4) 国分公民館

施設等の名称	基本使用料	備考
窯	1時間につき220円	10時間を限度とする。

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とみなし、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 溝辺公民館大ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、大ホール基本使用料（入場料を徴収しない場合）のそれぞれの基本使用料に100分の20を乗じて得た額とする。
- 3 溝辺公民館大ホールの使用時間を延長して使用する場合は、1時間以内に限るものとし、その使用料は当該使用時間の1時間に相当する額に100分の120を乗じて得た額とする。
- 4 溝辺公民館のホワイエの照明料は、1時間につき80円とする。
- 5 溝辺公民館大ホールの冷暖房の使用料は、1時間につき2,060円とする。
- 6 溝辺公民館大ホールの附属施設等の基本使用料は9時から12時まで、13時から17時まで、18時から22時までをそれぞれ1回として徴収する。
- 7 使用者が市民以外のものである場合の使用料は、基本使用料（上記2及び3に掲げる場合にあつては、それぞれにより算出して得た額を基本使用料とする。）に100分の100を乗じて得た額をそれぞれ基本使用料に加算した額とする。
- 8 7の「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在学する者
- (4) 構成員の半数以上が(1)から(3)までに掲げる者である団体

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（提案理由）

設備の老朽化が著しい牧園三体地区公民館及び持松地区公民館の洗濯室の機能廃止を行うとともに、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）により、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。